

青森競輪経営企画委員会の会議の公開等にかかる運営について (事務局案)

青森競輪経営企画委員会条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、同条例第8条に基づき、委員長が委員会に諮って定める。

1. 会議を「非公開」とする場合の取扱い

会議は、「青森市附属機関の設置及び運営に関する指針」に基づき、原則「公開」となるが、青森市情報公開条例に規定する不開示事由（下記）に相当する事項又は公にすることが適当でないと判断する情報について審議等を行うときには、委員長が委員会に諮って、会議の全部又は一部を「非公開」とすることができる。

[不開示事由]

- 率直な意見交換若しくは意思決定の中立性を損なうおそれがある場合
- 不確実な情報が公になることにより市民に無用な誤解や混乱を生じられるおそれがある場合
- 不確実な情報を公にすることにより、投機を助長するなど特定の者に不当に利益、不利益を及ぼすおそれがある場合

2. 会議概要の公表等について

- 会議の概要について、市のホームページ上にその公開を行う。ただし、発言者が特定されないように配慮し、出された主な意見を公表する。
- 委員長が非公開を適当であると認める場合には、その一部又は全部を非公開とする。
- 会議録については、後日委員長他委員2名により署名押印を行う。
- 署名押印者については、委員長が会議毎に委員の中から指名する。